



障害者差別解消法をご存じですか

市では、障がいがある方もない方も、誰もが安心して心ゆたかに過ごせるまちづくり、互いに理解し尊重しあうまちづくりを目標としています。平成17年には「高山市誰にもやさしいまちづくり条例」を施行しました。また平成28年から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいのある方の権利擁護に関する取り組みは全国的に広がりを見せています。

しかしながら地域社会の中では、未だに誤解や偏見による不利益な扱いや配慮不足により、日常生活のさまざまな場面で障がいのある方が不自由を感じている実態があります。

地域社会での差別をなくすためには、一人ひとりが障がいについて理解を深め、互いに尊重しあうことが大切です。

市民の皆さんに障がいの特徴や障がいのある方が必要としている支援、配慮の仕方を知っていただくために、今後シリーズで紹介していきます。

障害者差別解消法では

1. 障がいを理由として障がいのない方と不当な差別的取り扱いを禁止しています。

たとえば、次のようなことが差別にあたります。

● 補助犬を連れていているという理由でタクシーやお店の入店を断ったり、入店時間を制限する。

● 障がいがあるという理由のみでアパートの入居を断る。

● お店や宿泊施設・入浴施設

などで「医療器具を持ち込んで使用したい」と申し出があった場合に「過去にそういう対応をしたことがない」という理由で利用を断る。

2. 「合理的配慮」の実施の義務を定めています。

「合理的配慮」とは・・・障がいのある方が困っている場面です。 「こうして欲しい」という要望に添えること。

● 聴覚に障がいがある方から

手話や筆談をして欲しいという要望があり、それに対応する。

● 知的障がいがある方が理解しにくいように、分かりやすい言葉で説明したり、漢字にふりがなをつける。

● 車いすの来客者に対し、段差で後ろから押す配慮をしたり、車いすでも過ごしやすい席を案内する。

● 足が不自由な方から「店にエレベーターを設置して欲しい」という要望があり、すぐには対応ができないため、階段をあがるときに店員が介助することを提案する。

障害者差別解消法は行政機関や事業所に対して定められたものですが、地域のみならず障がいのある方への理解を深め、互いに尊重しあい安心して暮らすことのできる社会を目指しましょう。

高山市地域自立支援協議会では、障がい者団体や障がい福祉サービス事業所、関係行政機関の担当者が集まり、障がいのある方に対するより良い支援のあり方などについて検討しています。

問合せ先
福祉課
☎35-3356
1007220

障がいを理由とした差別に関する相談窓口

高山市福祉サービス 総合相談支援センター (福祉課内)	☎35-3002 平日：午前8時30分～午後5時15分
高山市福祉課	☎35-3356 FAX35-3165 平日：午前8時30分～午後5時15分 Mail:fukushi@city.takayama.lg.jp
岐阜県障がい者差別解消 支援センター	☎058-215-9747 FAX058-277-7217 平日：午前9時～午後5時 Mail:info@gifu-kaisho.jp 〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2-1 岐阜県福祉農業会館5階
身体障害者相談員 知的障害者相談員	市内に28人の相談員がいます。 詳しくは福祉課にお問い合わせいただくか、 岐阜県のHPに掲載されている「岐阜県障がい者福祉の手引き」をご覧ください。